

丹波市国民健康保険運営協議会会議録						
令和3年度 第2回			市当局	市長 林 時 彦		
開催日	令和4年1月27日（木）			生活環境部 部長 余 田 寛		
時 刻	開会 午後2時00分		事務局 書 記	財務部 税務課長 荻 野 浩 行		
	閉会 午後3時15分			健康部 健康課長 安 達 則 子		
場 所	丹波市役所 第2庁舎 2階ホール			生活環境部 市民課長 里 美 典		
				生活環境部 市民課 国保年金係長 大 前 秀 昭		
				生活環境部 市民課 国保年金係主査 山 下 将 平		
出席委員	勢 志 正		臼 井 秀 明		宮 崎 久 子	
	荻 野 多津子		足 立 美佐代		中 瀬 まさ子	
	足 立 省 三		上 山 知 己		吉 積 宗 範	
	水 野 良 司		井 本 秀 平		金 子 峰 代	
	中 川 泰 一		足 立 康 裕		石 塚 ひとみ	
欠席委員	田 村 良 二		松 山 令 子		須 藤 章	
審議事項	(1) 令和3年度国民健康保険の状況について (2) 令和4年度国民健康保険税賦課方針について (3) その他					

会議録（要旨）

1 開会

（事務局）

本日はお忙しい中、お集まりいただき、ありがとうございます。

ただいまより、令和3年度第2回丹波市国民健康保険運営協議会を開会いたします。次第にあります5番、会長及び会長代理選出まで私の方で進めさせていただきます。それでは、早速ですけれども次第2番、市長よりご挨拶をいただきます。

2 あいさつ

（市長）

令和3年度第2回丹波市国民健康保険運営協議会の開会にあたり一言ご挨拶を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の急激な感染拡大のなか、市民の皆様には感染予防の徹底に努めていただいております。特に医療機関の皆様には、ワクチンの接種率向上のため、日々大変ご尽力をいただいているところでございます。また、皆様におかれましては、丹波市国民健康保険の運営につきまして、格別のご理解並びにご支援を賜っておりますこと心より厚く御礼申し上げます。

本年1月17日から令和7年1月16日まで3年間、丹波市の国保運営協議会委員としてお世話になります。それぞれのお立場からご意見やご提示をいただきますようよろしくお願いいたします。国保は被用者保険等に属さない全ての人が加入し、我が国の国民皆保険の最後の砦として、基盤的役割を果たしてきたところでございます。急速な高齢化の進展や低所得者層の増加、他の制度と比べ被保険者の年齢構成が高く医療費水準が高い、所得に占める保険料負担が重いなどといった、構造的な問題を数多く抱えており、国保財政は脆弱化が一段と進んでいます。このような中で将来にわたり国民皆保険を堅持していくためには、全ての国民にとって給付の平等・負担の公平の実現が不可欠であり、医療保険制度の一本化を早急に実現すべきであります。

平成30年4月から都道府県が国保財政の運営主体となる新国保制度が始まり3年が経ちました。共同保険者である都道府県は、市町村ごとに保険料・税の標準保険料率を算定して納付金を提示するとともに、市町村に保険給付費を交付するなど中心的な役割を担っております。また市町村は、地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課・徴収、保健事業等、地域におけるきめ細かい事業を行っております。今後益々、県と市町村が一体となって安定的な運営に努めていく必要があります。

さて、本日は令和3年度丹波市国民健康保険の状況報告と令和4年度県に納付することとなる国保事業費納付金が1月に確定しましたので、令和4年度の国民健康保険税の税率について諮問するものでございます。令和4年度は県に納付します納付金については、例年より少なく納付することになっております。このような状況により、基金を有効に活用して国保会計を健全に運営することが必要であると考えているところでございます。委員の皆様には、この一年間、被保険者の皆様に納めていただく国民健康保険税の税率につきまして、この後、慎重な審議を賜りますようお願いいたします。

たします。

最後に、丹波市の目指します「健康寿命日本一」のまちづくりに向けて、データヘルス計画に基づき事業を推進し市民の皆様の健康保持並びに生活習慣病対策を更に充実させ、国民健康保険事業の健全な運営に努めてまいりたいと考えておりますので、委員の皆様のご理解ご協力をお願いしますとともに、重ねて、平素大変お世話になっておりますことに対し衷心よりお礼を申し上げましてご挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

3 委嘱書交付

(事務局)

ありがとうございました。次に、3番委嘱書の交付でございます。資料1ページに委員の名簿をつけておりますのでご覧ください。今回の委員の改選がありましたので、任期のほうが令和4年1月17日から令和7年1月16日までの3ヵ年となっております。国保の運営協議会の委員については国民健康保険法の施行令第3条におきまして、被保険者の代表の委員、それから保険医または保険薬剤師の代表の委員、それから、公益代表の委員、各同数をもって組織すると規定されております。委員定数は丹波市国民健康保険条例によりまして、各代表6名で合わせて18名となっております。これからお世話になりますがよろしくお願いいたします。それでは、ここで市長より委嘱書を手渡ししていただきます。委員お一人お一人に手渡ししていただくのが本来ではございますが、時間の関係もございますので、お一人の方、新任の委員の方に代表で委嘱書を手渡しさせていただきます。他の委員の方につきましては、委嘱書は誠に失礼ではございますが、各席に置かせていただいておりますのでご了承ください。

市長から委嘱書を交付。

4 自己紹介

委員名簿順に自己紹介。

(事務局)

続きまして、会の成立の確認をさせていただきます。

委員18名中のうち、15名の出席で、過半数に達していますので会の成立を確認させていただきます。

5. 会長・会長代理選出

次に、5番、会長・会長代理選出に入ります。

今回、委員の改選により新たに会長並びに会長代理(副会長)を選出していただくこととなります。会長並びに会長代理は、公益を代表する委員の中から全委員の選挙により選任することとなっています。この会で、どのように取り計らいさせていただいたらよろしいでしょうか。

特にご意見がないようですので、選考委員により選考させていただくことですのでおすすめしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

— 異議なしの声 —

(事務局)

ありがとうございました。それでは、被保険者を代表する方お一人、保険医・薬剤師代表お一人、公益代表お一人と、お一人ずつご指名させていただきまして、別室のほうで選出をお願いしたいと思います。

別室にて選出。

お待たせいたしました。

それでは、選考委員のほうから選考結果を報告いただきたいと思います。よろしくお願いします。

(選考委員)

選考委員による選考の結果、会長・会長代理を選出いたしました。よろしくお願いします。

— 拍手 —

(事務局)

ありがとうございました。拍手をもって採決ということに代えさせていただきます。どうもありがとうございました。

会長及び会長代理におきましては、これから3年間お世話になりますが、よろしくお願いいたします。

それでは、「令和4年度丹波市国民健康保険税の賦課割合及び税率」について、市長より当運営協議会に諮問させていただきます。

つきましては、市長から会長にそれぞれ諮問書を手渡しさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(市長)

令和4年度国民健康保険税賦課割合及び税率について、国民健康保険法昭和33年法律第192号第11条第2項及び丹波市国民健康保険運営協議会規則平成16年丹波市規則第94条4号第2条第1項の規定に基づき、令和4年度丹波市国民健康保険税の賦課割合及び税率について、別紙の通り諮問いたします。令和4年1月27日 丹波市長

お世話になります。よろしくお願いいたします。

— 諮問書の手渡し —

(事務局)

ありがとうございました。誠に恐縮ではございますが、市長は次の公務のため、これをもちまして

退席とさせていただきます。ご了承の程、よろしくお願いいたします。

(市長)

よろしくお願いいたします。お世話になります。

— 市長 退席 —

6 会長あいさつ

(事務局)

それでは、続きまして、会長のほうからご挨拶をお願いいたします。

(会長)

それでは失礼いたします。ただいま会長のご指名をいただきました。私も去年からこの委員のメンバーに加わっておるところでございます。全くわからないことばかりではございますけれども、よろしくお願いいたします。また、その器ではございませんけれども皆様方のご協力によりまして、この任が果たせますよう、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。

— 拍手 —

7 議事録署名人指名及び書記任命

(事務局)

ありがとうございました。それでは、会議次第の7番、議事録署名人の指名及び書記任命からは、議長であります会長のほうから進行をよろしくお願いいたします。

(会長)

それでは、日程の7番目でございます議事録署名人の指名及び書記任命でございます。

議事録署名人には委員2名に、よろしくお願いを申し上げます。

書記につきましては事務局のほうでよろしくお願い申し上げます。

8 協議・報告事項

それでは、日程の8番協議・報告事項でございます。

本日の協議・報告事項につきましては2点でございます。主には先程、市長から諮問を受けました次年度の国民健康保険税の賦課割合及び税率についてでございます。よろしくお願いをいたします。

それでは協議・報告事項の1番目の令和3年度国民健康保険の状況について、事務局のから、よろしくお願いいたします。

(1) 令和3年度国民健康保険の状況について
事務局より説明

(会長)

それでは、今年度の国民健康保険の状況について、説明がございました。ただいまの説明につきまして、何かご質問等々ございましたら、挙手の上、ご発言をよろしくお願いいたします。

よろしいでしょうか。もしまたありましたら、一番最後のほうでご質問ご意見等いただければと思います。

それでは、次にまいりたいと思います。

両括弧2番の「令和4年度国民健康保険税賦課方針について」

先程、市長から、諮問をいただいた部分でございます。ご協議のほうをよろしくお願い申し上げます。

(2) 令和4年度国民健康保険税賦課方針について
事務局より説明

(会長)

それでは、来年度の国民健康保険税の賦課方針について説明がございました。ご質問等いただければと思うのですが、いかがでしょうか。

(委員)

18 ページ、19 ページのシミュレーションにおいて、これは人口減なども入れた値での保険加入、医療費が入ってくるのでしょうか。

(事務局)

こちらにつきましては、人口減は入れていない状態で、あくまで必要な金額に対して、集める保険税額という形でしております。

(委員)

じゃあ、医療費も人口減に伴って医療費がどうなるかというシミュレーションは入れてないということですね。

(事務局)

基本的には入れておりません。ただこれまでの県下の状況からだいたい2%から2.5%といった上

昇がずっと続いてきておりましたので、それを前提にしております。

(委員)

県も多分、高齢化が進むということで2%くらい増えていくということではないかなと僕は思います。ただ丹波はもうかなり高齢化が進んでいる状態なので、ただこれは県に合わせないといけないからということですね。だからその辺のことをまた含めて考えていかないといけないかなと思っています。

結局ロードマップ的な最終的には令和9年には一緒にならないといけないということですね。

(事務局)

ならなければならないというところまではいっておりませんが、目標として設定されているような状況でございます。

(委員)

そうすると、先程言われたように応能分と割合45対55にしないといけないということですね、一応、目標としては。

(事務局)

一応、そのように考えております。今のところ目標としての流れができてきておりますので、前提としてはそれに合わせるという形で今考えております。

(委員)

ただその一応、その目標を目指すんだったら応能分を徐々にはああいふ具合にしていけないといけないというのは間違いないということですね。

(事務局)

はい、そのように考えております。

(委員)

すみません。

(会長)

それでよろしいですか。

はい、他におられますか。

私のほうから一点だけ。

基金、剰余金がございますね、この取り崩しについては19ページのシミュレーションでは約4億程度になっていますが、許容範囲はどの程度か、税率はまだ下げても大丈夫なのか質問した場合の回答はありますか。

(事務局)

基金だけの状況で見ますと、まだもう少し下げれるといったところはあるかと思いますが、この灰色の部分でもありますとおり、当然上がってくるものではあるとみておりますので、あまり下げすぎると、またいずれ上げなくてはならないような状況がきてしまいますので、それも被保険者の方にとっては負担になるかと思います。そういったことで、あまり凸凹するような状況は避けたい、というところがございます。

(事務局)

このシミュレートにおきましては、今後令和3年度、4年度かなり納付金下がりましたので、それに応じて今後、先程も申しましたように納付金が上がったり下がったりするであろうと思われるかもしれませんが、医療費の上がり具合によりまして、今後上がると見込んだときに、なるべく毎年保険税を大きく上げたり、急激に下げたりというような形にならないように、被保険者の負担を和らげるところで基金を取り崩して使うのですが、今のところ3億5千万ほど、基金が残るであろうとシミュレーションしているのですが、今後もう少し急激に県の納付金が上がった場合には、その都度毎年、試算するときに納付金に応じて基金を繰り入れてしていきたいと思いますので、余剰金、基金の繰り入れにつきましては変わってくるかと思われます。ですので、大幅に納付金が上がりますと、基金を多く入れることになりますので、余剰金の残額というのは減っていくことも考えてはおりますが、なるべく今のところ令和9年度に統一というところでの決まりはないのですが、それを目標に統一的な考え方でいきましょうということで、県下協議会のほうですすめておりますので、なるべく被保険者の負担は大きく変わらない形で、基金も上手に使っていきながらというところで、丹波市の国保としては考えているところです。

(会長)

以上でよろしいか。

他に皆様方ご意見、ご質問でも結構です。

(委員)

これは結局、今日、A案かB案か決定するものですか。

(会長)

はい。市長から諮問を受けました。税率を決めてくださいよという諮問でございます。

(委員)

このA案B案以外にも、今言われて例えば誰もこれ以外の案を出せる人はいないと思うので、とりあえずA案B案で今日、協議するという過程の中で、結局令和9年度に一応45:55で決定じゃないですけど、それを目指すにあたって、来年度に50:50までいくのか、48:52でいくのかという話になってくるのではないかなと思うのですが。結局のところはそれですよ。そう考えたらいいいという

ことですね。

(会長)

今先生おっしゃったように、諮問が皆さん方（お手元の資料）の15ページに比較表がついております。令和4年度据え置きか、A案かB案かのどちらにしましょうかという答えを本日いただきたい訳ですけども、内容が非常に複雑すぎますのでなかなか理解しがたいところがあるのですけれども。

今日、どちらかA案かB案かに決めていかなければならないと。

繰り返してございます。15ページに据置・A案・B案、この3つがございます。

もう少し質問したいということがあれば、もう少し時間を取りたいと思いますが、いかがさせていただきますでしょうか。

それでは、これはなかなか3案でこれというのは難しいですので、事務局的に専門的に弾き出していただいております。事務局の思いが大事かなと思っておりますので、事務局の思い、説明の中でもあったと思うのですが、丹波市市民に賦課する場合はこういうのがベターであるという思いをお願いしたいと思います。

(事務局)

失礼いたします。

繰り返しにはなっていますが、事務局の思いといたしましては、端的に申し上げますと、A案と思っております。これまでずっと納付金は上がってきておりますが、昨年下がり、今回また下がり、ときいておりますので、前年据え置いて、今回下げていきたいと思っております。また同時に標準保険料率につなげていく必要がございますので45:55に合わせていかなければならない、というのはあるのですけれども、やはり低所得者に対して負担が少ないように今までしてきたという経緯もございますので、あまり急激な変化というのは望ましくないと思っております。

ですので、いきなり48までいくのではなく50くらいでおいっていくのが、事務局としての正直な思いでございます。以上です。

(会長)

ただいま説明がありました。事務局として今後の推移をみていく中ではA案が妥当点が高いという説明でしたけれども。

それでは評決取らせていただいてよろしいでしょうか。

恐れ入ります、挙手で意思表示をしていただきたいと思います。

まず据置に賛成の方は挙手をお願いします。

挙手なしと認めます。

それではA案に賛成の方は挙手を願います。

— 挙手 —

はい、挙手全員とさせていただきます。従いまして、令和４年度の国保税の税率につきましては、Ａ案に決定がなされました。

それではこの審議結果に基づきまして、諮問に対する答申書を作りまして、後刻、市長のほうに答申書を提出していきたいと思っております。よろしいですね。

— 委員より「はい」の声 —

（会長）

ありがとうございました。

それでは、今日初めての委員の皆様もおられるようでございます。全般を通じまして何かご意見等ございましたら、お願いしたいと思います。

（委員）

はい。すみません。

３ページをご覧ください。このグラフ、毎年同じような形で、例えば１番上であれば２月がピークになって徐々に軽減というか下がっていく、件数でいうと２月がストンと落ちていく、これは一つの法則があるとか、その辺の特徴で市民課の皆さんが２月や３月はこのような傾向があるといったことがなにかあれば、また我々地元へ帰った時に２月がどうだとか３月がどうだくらい、ちょっとでも我々が何か啓蒙ができればですね、市民の皆さんにせつかくここで決めたことですから、皆さんが何か理解を深めてもらえるような。広報には載るでしょうけれども、何か我々でもちょっとずつでも啓蒙できるのではないかなと。そういう特徴なり、これは丹波市だけによるものなのか、全国的なことなのかとか、兵庫県だけによることなのか、とかそういうようなことがあれば教えていただければと思います。以上です。

（会長）

それでは、事務局どうぞ。

（事務局）

失礼します。人数のほうですけれども、こちらについては元年度のグラフ、こちらでほとんど同じようになっております。ただこれは毎年減少してきておりまして、このグラフがまったく同じ、への字といいますか、段々下に下がってきているような状況です。ただその２月がなぜ多いのかといったところまではわからない状況ですけれども、この下の件数と費用額ですが、こちらに関しては今まで法則性というものが見当たったことはありません。ただ何故かこのコロナが始まった令和２年度と令和３年度はよく似た動きをしておりまして、３月が大きく下がったりしたときは、だいたい緊急事態宣言のころとだいたい被って大きく下がったり、それが解けたらまた上がって、また下がって、といったような形を２年度は推移しておったんですけれども、３年度も似たような形を何故かとして

おります。それまでの年につきましては、こういった法則性というものは見当たらなかったような状態でして、むしろ3年度が2年度によく似ているのが不思議に思っているようなぐらいのところでございます。

内容としてはあまりはつきりとお答えできなくて申し訳ないのですが、そういったところがございます。

(会長)

委員、よろしいか。

(委員)

ありがとうございました。もしよければ、こういうのも傾向というか、統計というかそういうデータ収集、せっかくこういう時代ですから、いろんなA Iとかあったりしてアンケートにそういう地道なものがあるのかもわからないですけども、積極的にデータ収集してできるだけ負担が、給付がたっぷりで負担が少なければ一番いいですけど、傾向で何か予防とかそういうのになっていけばなと。例えばなんです、日本国民1月生まれが一番多いといわれるので、年金手続きとか1月が一番混雑します。そういうこともあったりするので、傾向、統計、とっていつてもらって、丹波スタイルみたいな、兵庫県とか全国にアピールできるようなものができればなと思っています。以上です。

(会長)

当局、よろしいか。今のご意見、ありがとうございます。また、すぐにはおそらく対応できませんので、数々の資料等を揃える中で市民にわかりやすくできる段階でお示しができたらというふうな取り組みでよろしいでしょうか。

他にございますか。ないようでしたら、私のほうからまた、A案に決めた場合、最高限度額がございますね、どの程度になるのかわかれば、お願いいたします。

(事務局)

ちょうど来年度につきましては、限度額についてはまた引き上げ改定がされる予定になっております。私もうろ覚えですが、これまで、医療分がだいたい63万円ほどで、後期のほうが19万ほどなのですが、それぞれ上がりまして、約3万円程度限度額が上がるはずでございます。以上です。

(会長)

上がった場合に、3万上がったらいくらになりますか。

(事務局)

だいたい85万円くらいを思っております。

(会長)

国保の加入者の年間で八十数万、納めなければならない。最高の場合。

このことも含めて広報でわかりやすく、示していただいているとは思いますが、更にわかりやすく、市民の皆様方にお示しをいただければありがたいと思います。以上でございますけれども、他の委員の皆様何かございますか。

それでは質問意見なしと判断させていただいてよろしいですか。

— 委員より「はい」の声 —

(会長)

ありがとうございます。

それでは閉会に入らせていただきます。短時間ではございましたけれども、慎重にご審議をいただきまして、A案ということで取り扱いをさせていただきたいと思います。

9. 閉会

(会長)

それでは閉会を副会長のほうより申し上げます。よろしくお願いします。

(副会長)

本日は、協議事項等につきまして、慎重にご審議いただきありがとうございました。

これをもちまして、本日の運営協議会を閉会させていただきます。

寒い中お集まりいただきまして、ご苦勞様でございました。どうぞ気を付けてお帰りくださいませ。